

地方独立行政法人静岡県立病院機構中期計画

前文

現在、わが国では、厳しい財政状況等を背景にした社会保障制度の改革、医師や看護師不足の深刻化など、医療、特に病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）は、県民の大きな期待を背にして、中期目標の達成を目指して出発することになりました。

中期目標においては、静岡県の医療を確固たるものとすべく、機構が運営する県立病院に対して、一つには高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であること、二つには地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことが強く求められております。

機構としては、この二つを解く鍵は医療に係る人の問題、すなわち、県立病院にふさわしい質の高い専門家集団を確保し、育成していくことにありと考へ、次の5つの基本方針の下に中期計画を策定しました。この計画を着実に実行することにより、県民の皆様の信頼と安心を得るとともに、県民や職員が一体感や誇りの持てる病院、「患者満足度日本一」の病院を目指してまいります。

中期目標の達成への道程は、決して平坦ではなく、幾多の困難な道が続くと思いますが、職員一丸となって全力を注いでいく覚悟であります。

- 1 「第一級の病院」、「地域医療支援の中心的機能」など、中期目標において県立病院に求められている役割をこれまで以上に果たすこと
- 2 教育研修や臨床研究機能の充実強化、就労環境の向上などにより魅力ある病院づくりに努め、優秀な人材の確保と育成に最優先で取り組むこと
- 3 病院運営の専門職の育成や経営管理機能の強化などにより経営能力を高め、業務運営の安定化、健全化に取り組むこと
- 4 職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、業務の改善・改革に不断に取り組む組織風土を築き上げ、常に進化する病院であり続けること
- 5 地方独立行政法人化を機に蓄積する改革の成果を地域へ情報発信していくこと

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

医療は人に拠るところが大きいことから、提供する医療の質を向上させるため、県立病院にふさわしい優れた人材の確保及び育成を強力に推進する。

また、県内医療水準の向上を目指し、地域医療支援の中心的機能を果たすため、人材、技術、施設、情報など県立病院が有する医療資源の地域への開放を推進する。

1 医療の提供

機構の全職員は、県立病院が担う役割と責任を認識するとともに、基本的な診療姿勢の主旨を理解し、医療の提供にあたってはその実践に取り組む。

(1) 基本的な診療姿勢

患者自らが選択し納得できるよう、患者への十分な説明と同意を徹底するとともに、科学的根拠に基づく医療を安全に提供するため、医療技術の向上、チーム医療の推進、医療安全対策の充実などに取り組む。

(2) 県立病院が担う役割

県立病院が担う高度・特殊・専門医療が確実に提供できるよう、地域の医療機関との相互連携や機能分担を進める。併せて、情報技術を活用した医療連携や疾患ごとの地域連携ネットワークづくりを進める。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

静岡県が掲げる7疾病5事業を念頭に、各県立病院が専門性を活かしつつ、県立病院間や地域の医療機関との連携を強化して、病態に即した的確な医療を提供する。特に、全国的な課題とされている救急医療や急性期医療の充実に重点的に取り組む。

- ア 循環器疾患については、小児は県立こども病院が、成人は県立総合病院がそれぞれ県内の中核病院の機能を果たしていく。
- イ 周産期医療や精神身体合併症などについては、各県立病院が連携して取り組む。
- ウ 結核指定医療機関、エイズ拠点病院及び難病医療協力病院等として感染症医療や難病医療に着実に取り組む。
- エ 先進的医療である移植医療のうち、肝移植の実施の可否について検討を進める。
- オ 各県立病院は医療の提供にあたり、次のとおり重点的に取り組む。

(ア) 県立総合病院

- ・急性心筋梗塞、脳卒中等の循環器疾患において、24時間を通して高度な専門的治療を提供する体制の充実を図る。加えて、生活習慣病としての危険因子を管理するため、地域の医療機関との連携を強化する。
- ・がん患者に対し、地域がん診療連携拠点病院として、手術及び化学療法、

放射線療法を組み合わせた高度な集学的治療（各分野の専門医が協力して治療に当たること）を提供する体制を整備するとともに、地域の医療機関等と連携した緩和ケアや終末期医療を提供していく。

- ・重篤な救急患者に対応するため、救命救急センターに準じた機能を目指し、段階的な整備を図る。

(イ) 県立こころの医療センター

- ・ 24 時間を通して精神科救急医療相談に応じるとともに、救急患者を受け入れ、新たな入院患者が早期に退院し社会復帰できるよう支援する精神科救急・急性期医療の提供体制の整備を図る。
- ・他の医療機関では対応することが困難な重症患者への先進的治療に積極的に取り組む。
- ・入院患者が早期に退院し、地域で安心して生活できるように、チームによる包括的在宅医療支援体制のモデルを構築する。
- ・医療観察法等の司法精神医療に積極的に関与する。

(ウ) 県立こども病院

- ・小児重症心疾患患者に対し、24 時間を通して高度な先進的治療を提供する体制を整備する。加えて、小児心疾患治療のリーディング施設として専門医等の育成に努める。
- ・地域の医療機関と連携して、ハイリスク胎児・妊婦を早期に把握、治療するための一貫した医療システムの構築に努めるとともに、新生児に対して、高度な先進的治療を提供するための体制を拡充する。
- ・精神疾患を持つ小児患者やその家族に対して、児童精神科分野における中核的機能の発揮に努める。
- ・24 時間を通して重篤な小児救急患者の受入体制を強化するとともに、患者の重症度に応じ、地域の医療機関と分担して受け入れる体制づくりに協力する。
- ・小児がん診療連携拠点病院として、高度な集学的治療に積極的に取り組む。

2 医療に関する調査及び研究

県内医療水準の向上に寄与するとともに、県立病院として医療の質の向上や人材育成のため、病院が有する医療資源の活用、院外への情報発信、他の機関との連携を図りながら、調査及び研究に取り組む。また、それらを円滑に進めるため、診療録の電子化等の医療情報基盤を整備する。

(1) 診療等の情報の活用

診療録等医療情報の電子化や管理機能の充実を図るなど、エビデンスを集積し、カンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。また、学会、講習会、研究会等へ情報発信しやすい体制を整備する。

(2) 県民への情報提供の充実

定期的に公開講座、医療相談会等を開催するとともに、ホームページ等で健康管理・増進などについての情報を提供するなど、様々な方法で県民への情報提供を進める。

(3) 産学官連携等への協力

治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加を図る。また、県立大学との共同研究にも取り組む。

3 医療に関する技術者の研修

県立病院が提供する医療の質の向上を図り、最適な医療を安全に提供するため、国内外の医療機関との交流、教育研修機能の充実など、医療従事者の研修に積極的に取り組むとともに、それらを院外にも開放していく。

(1) 医療従事者の研修の充実

県立総合病院のメディカルスキルアップセンターの利活用を含め、実効性のある教育研修プログラムの開発、実施を計画的に進めるとともに、病院内における教育研修体制を強化する。また、国内外の医療機関との交流を進める。

(2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特色のある研修プログラムの開発とその推進体制を強化する。特に、専門分野の研修医については、県立病院が核となった県内病院間の研修ネットワークの構築など魅力あるプログラムを用意する。

(3) 知識や技術の普及

医療従事者が他の機関・団体における研修や研究等の活動に参画しやすい仕組みづくりを進める。また、院内研修を含め教育研修機能については、県内の医療従事者へさらに開放していく。

4 医療に関する地域への支援

地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たすため、県立病院が有する医療資源を積極的に活用するなど、必要な支援を進める。

(1) 地域医療への支援

情報通信技術を活用した遠隔診断のネットワークづくりを進める。また、高度医療機器などの共同利用など、県立病院の施設や設備について地域への開放を進める。

(2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院の医師の増員を図り、公的医療機関への医師派遣協力がしやすい仕組みづくりを進める。

(3) 社会的な要請への協力

公的機関からの医療に係る鑑定や調査、講師派遣等の社会的な要請に柔軟に応えるための仕組みづくりを進める。

5 災害等における医療救護

東海地震などによる大規模災害の発生が危惧される静岡県の県立病院として、災害等への日ごろからの備えを進め、発生時においては静岡県医療救護計画等に基づき、医療救護活動に従事する。

(1) 医療救護活動の拠点機能

日ごろから実戦的な災害医療訓練を定期的に行うなど、医療救護活動の拠点となる病院としての機能を維持向上していくとともに、災害等の発生時には患者の受入れなど求められる機能を発揮する。

(2) 他県等の医療救護への協力

災害時医療救護派遣マニュアルに基づき、速やかに医療チームを派遣できるよう定期的な要員訓練を行うとともに、随時マニュアルを点検する。

6 中期目標達成のために不可欠な人材の確保及び育成

県立病院の医療機能を最大限に発揮するため、医療従事者が専門業務に専念できる体制の整備、教育研修の充実、就労環境の向上、人材確保機能の強化など、優秀な人材の確保及び育成に最重要課題として取り組む。

これに際しては地方独立行政法人の特徴を活かし、前例にとらわれない柔軟な運営に取り組む。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

職員配置や組織等に関しては、従前の手法にとらわれず、業務内容や業務量に応じて随時対応するなど、迅速で柔軟性のある業務運営に取り組む。

1 簡素で効率的な組織づくり

医療環境の変化や県民の医療ニーズに的確に応じられるよう弾力的な組織づくりを進めるとともに、迅速な意思決定がされるような組織運営に努める。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する人的、物的等医療資源を有効に活用するため、常に効率的な業務運営に取り組むとともに、経営情報を共有し職員の経営意識の醸成を図る。

- ・各職員が専門性を十分に発揮できるよう体制を整備するとともに、業務量に応じた柔軟な職員配置に努める。
- ・診療報酬など収入の適正な確保を図るとともに、業務の集約化や外部委託、多様な契約手法の活用などにより、効率的な業務運営に努める。
- ・常に経営情報を把握するとともに、適時適切な措置を講じられるよう体制を整備する。また、経営情報を職員が共有するなど、職員全員の経営意識の向上に努める。

3 事務部門の専門性の向上

経営管理機能を強化するため、法人固有の事務職員を採用するとともに、専門性の向上に計画的に取り組む。併せて、急速な経営環境の変化にも迅速に対応できるような病院運営や医療事務等に精通した人材の確保に努める。

4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務の改善改革への取り組みを奨励し、その活動を積極的に評価するとともに、職員の意見が反映されやすい風通しの良い組織運営を進めるなど、職員の意欲が高い活気に溢れた病院づくりに取り組む。

5 就労環境の向上

仕事と生活の調和に配慮した雇用形態や勤務時間の設定、時間外勤務の縮減など労働時間の適正な管理を進めるほか、職員宿舎や院内保育を充実するなど、働きや

すい環境づくりを進める。

また、職員の努力が報われる給与制度の構築など、働きがいを実感できる仕組みづくりを進める。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすることを旨とする。

- 1 予 算
- 2 収支計画 (別表のとおり)
- 3 資金計画

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
2,000 百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
賞与の支給等、資金繰り資金への対応

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。

第7 料金に関する事項

- 1 使用料及び手数料
理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
 - (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(これらの規定を同法第149

条において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額

(3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができる。

第8 その他県の規則で定める業務運営に関する事項

1 中期目標期間中の長期借入金の限度額

総額 10,051 百万円

2 積立金の処分に関する計画

なし